

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二一号)(衆議院提出)

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、平成十七年度の国会議員の秘書の給料月額を特別職の秘書官に準じて改定するとともに、平成十七年十二月期の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。
- 二、平成十八年度以後の国会議員の秘書の給料月額を特別職の秘書官に準じて改定するとともに、勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。
- 三、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行すること。ただし、二は平成十八年四月一日から施行すること。
- 四、その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。